

新四国借款団と中国

—小田切万寿之助を中心に（1918～1921）—

于 乃 明

1. 本論の課題

第一次世界大戦後、東アジアの国際政治には大きな変化が生まれた。ドイツが山東から退き、ロシアでは革命が発生し、新らしく台頭してきたアメリカがイギリスに取って代わる勢いを見せていた。日本に至っては、勢力範囲の福建・江西一帯で鉄道建設を進め、また南満州では日露戦争後ロシアから継承した権益を基に積極的に鉄道建設を進めていた。さらに第一次世界大戦の間段其瑞政府に対して大量の資金援助を行っており、日本の中国における影響力は南北両方面から拡大する勢いを見せていた。特に日本の南満州鉄道の経営はもともと世界の注目を惹くものであった。

日本の中国における勢力の強大化を牽制しようとして、アメリカは1918年7月10日に「新四国銀行団」を結成しようと日本、イギリス、フランスに呼びかけた。アメリカの期待する所は、中国の主権の保護と領土の保全を旗印に、列強各国が中国において勢力均衡を図る事であった。「新四国借款団」に関する先行研究の大半は、第一次世界大戦後の日本の外交基調がアメリカ・イギリスとの協調外交であると捉えている¹。たしかに日本は国際政治の舞台において孤立を願わず列国と中国において協調均衡外交を試みようとはしたものの、しかしながら実際のところ、ある学説によれば²、南滿鉄道及び四洮鉄道の建設を通じて、中国における拡張政策

¹ 新四国借款団に関する先行研究として、平野健一郎「西原借款から新四国借款団へ」、細谷千博、斎藤真編『ワシントン体制と日米関係』、東京大学出版会、1978年、283～320頁。三谷太一郎『日本政党政治の形成—原敬の政治指導の展開—』、東京大学出版会、1995年、334～343頁。同「ウォール・ストリートと極東—ワシントン体制における国際金融資本の役割」、『中央公論』1975年、157～181頁。同「国際金融資本とアジアの戦争—終末期における対中四国借款団—」、『年報近代日本研究』第二巻、1980年、114～158頁。明石岩雄「新四国借款団に関する一考察—ワシントン会議にいたる列強と中国民族運動の対抗—」、『日本史研究』203号、1979年、1～29頁。外務省調査部編『日英外交史』下、(株)クレス出版、1992年、559～590頁。服部龍二「原外交と幣外交—日本の対中政策と国際環境：1918-1927」、『神戸法学雑誌』第45巻第4号、1996年、763～807頁。服部龍二「協調の中の拡張策—原内閣の在華権益拡張策と新四国借款団—」、『千葉大学社会文化科学研究』第2号、1998年、7～30頁。Roy Watson Curry, *Woodrow Wilson and Far Eastern Policy 1913-1921* (New York, 1968), pp.187-204.

² 前掲 服部龍二「協調の中の拡張策—原内閣の在華権益拡張策と新四国借款団—」、『千葉大学社会文化科学研究』第2号、1998年、7～30頁。

を貫徹していたとも言う。

本論文は日本銀行団の代表であった横浜正金銀行を手がかりとして「新四国借款団」問題に接近しようとするものである。正金銀行の活動を通じて、日本が新四国借款団中においてどのような役割を果そうとしていたのか。正金銀行側の中国に関する見解は一体日本政府の政策決定に如何なる影響を与えたのであろうか。この点については、周知のとおり、横浜正金銀行と日本政府の関係は極めて密接なものがあつた。横浜正金銀行は日本銀行団の代表に指定されて、新四国借款団の問題を処理することになり、横浜正金銀行の取締役であった小田切万寿之助がその折衝の責任者に任命された。

小田切は青年時代に二度の中国留学を体験し、帰国後日本の外務省に入り、ニューヨーク、サンフランシスコ（1892年4月～1896年6月）の領事館書記生を経て、日清戦争後に中国語の語学力を認められて、杭州領事（1896年6月～1899年10月）、上海領事、上海総領事代理（1897年5月～1902年1月）、さらに上海総領事（1902年1月～1905年7月）を歴任した。総領事任中に、日本の漢冶萍公司借款問題を手がけ、中国との交渉はすべて彼が行つた。1905年7月小村寿太郎外大臣の懇望によって上海総領事から横浜正金銀行に転じ、取締役となった。さらに日露戦争後の1907年2月、日本の在華権益の拡大、列強との関係調整のため、林権助公使は中国の事情に詳しく人脈も豊富で、かつ中国語、英語にも堪能な小田切を正金銀行北京駐在に推薦した。爾来、中日間の借款問題は殆ど小田切が関与することになる。こうした背景から、第一次世界大戦後のパリ講和会議に、小田切は日本側の代表として出席した。本論は、横浜正金銀行取締役の小田切万寿之助を軸にして「新四国借款団」を考察するものである。

「新四国借款団」に関する基本資料は、

- (イ)『日本外交文書』大正7年（第2冊上巻）、8年（第2冊上巻）、9年（第2冊上、下巻）10年（第2冊）。
- (ロ)『対支新借款団関係参考資料』日本外交史料館所蔵。
- (ハ)『民国外債档案資料 第一巻』中国第二歴史档案馆。
- (ニ)台北中央研究院近代史研究所外交档「新銀団案 一」（登録番号03-20 30(1)）「新銀団案 四」（登録番号03-20 31(1)）。
- (ホ)小林龍夫編『翠雨莊日記－臨時外交調査会議筆記等－』原書房、1966年。
- (ヘ)「大正十四年六月四日憲政会政務調査委員会席上小田切取締役演述」EX160X3、以下小田切講演と略称。日本外交史料館所蔵。

の六つである。

最後に挙げた資料は小田切が1925年6月4日「憲政会政務調査会」の席上で、「対支借款団に就いて」と題して講演したものである。本論考では上記諸資料に依拠しながら、また「新四国借款団」の日本側代表であった小田切の上記講演に即しながら、日本と「新四国借款団」との関係述べる事にする。

2. 小田切万寿之助の新四国借款団認識

「新四国借款団」はアメリカによって提唱されたものである³。1918年7月アメリカは「新四国借款団」を組織するため日本、イギリス、フランスに通牒を送った。この時、1919年5月11日12日パリ講和会議の際、各国銀行団代表によって「銀行団規約」に関する会議が開催されていた。日本政府はパリ「四国銀行家会議」に出席していた正金銀行の二人の取締役小田切万寿之助と巽孝之丞とを会議に列席させ、各国銀行団との連絡を取るよう依頼した⁴。

アメリカが「新四国借款団」を組織しようとする目的は、満州におけるアメリカの利権を拡大するためである。アメリカの満州への進出は、小田切の上記「憲政会政務調査委員会」での講演によれば、既に1900年代からその活動が開始されている。

一九〇五年ハリマン氏ノ提議セル日米南滿鐵道合辦、一九〇九年ストレート氏ノ滿州銀行設立案、同年國務長官ノツクス氏ノ滿州鐵道中立、一九一〇年ストレイト氏ノ豫備契約ヲ締結セル錦愛鐵道借款等ニ依リ明ナルトコロテアルカラ、幣制改革及滿州實業振興借款ハ米國側カ他ノ三国銀行団ヲ誘ヒテ其對滿州政策ヲ繼續シタルモノト解スルモ大過ナイテアロウ。從來ノ米國ノ提議ハ日本又ハ日露ノ反対ニヨリ何レモ不成功ニ終レルカ、此幣制改革及滿州實業振興借款ハ支那ト政治經濟上最モ密接ナル關係ヲ有スル日露ヲ除外シ、日露カ優越地位ヲ有スル滿州ノ實業ニ對スル借款優先權ヲ獲得セントスルモノテアルカラ、日露兩國ハ一九〇七年、一九一〇年ノ第一、第二ノ日露協商ノ精神ニ基キ、此借款ニ大ニ反対シタルハ当然ノコトト思ハレルノデアリマス⁵。

そして、アメリカがここに新たに借款団を組織しようとする意図は、1917年11月國務長官ランシングが駐米中国公使に語った次の発言によって判明する。すなわち、

中国に対するわれわれの友好的態度は変わらなかったが、現戦争の財政を賄ふことは、中国における大量の独立的投資をさまたげ、また、さうした投資を日本と競争しながら行ふことを得策としなかった。中国は、さうした条件のために、さうした投資に関して、日本に対して合衆国を対立させることをつづけることはできなかった。われわれは、中国を財政的に援助することによって、われわれの友好的態度を示さうと切望してゐる。

³ 「旧四国借款団」は1910年5月23日成立、米・仏・英・独の4カ国。これと区別するため、以下全て「新四国借款団」と表記する。

⁴ 外務省外交史料室所蔵『對支新借款団關係參考資料』1921年、37頁。

⁵ 日本外交史料館所蔵「大正十四年六月四日憲政会政務調査委員会席上小田切取締役演述」EX160X3、以下『小田切講演』と略称。

しかしながら、それは、日本との協力に関する何らかの協定に達し、それによって日本が単独で中国の投資分野を擅有するのを阻止することによってのみ、可能である。中国を該国のみ委してしまふよりも、われわれが日本と結合することを中国が好むものと自分は考へる⁶。

米国の狙いは次のようである。つまり、「新四国借款団」を構成する各団員は「有害なる競争及利己精神を排し、協同及共助を以て一層大なる支那の需要及機会に副」うために、「其有する優先権乃至選択権の附帯する借款をも併せ、将来に於ける一切の対支借款を他団員と共に協同して引受」け、かくて「広く支那の財政的需要に応ずる将来の活動の一般的原則を設定せむ」とするにある。要するに「合衆国は、新借款団の組織をもって、中国における日本の地位を覆へさうと図ったのである」⁷。

1919年5月、ところが、パリで小田切は「新四国借款団」の結成目的が中国鉄道の借款業務を国際化することであると認識していた。小田切がパリから5月20日、梶原仲治横浜正金銀行頭取に宛てた書簡には以下の見解を述べている。

- (イ) 日本が満蒙及び山東の一部の割拠主義に固執する時は日本に不利である。
- (ロ) 英国が揚子江領域を開放する事によって日本は揚子江領域に鉄道投資のチャンスを得る。その代償として日本も満蒙、山東の鉄道を提供する。
- (ハ) もし日本が割拠主義に固執すると、揚子江流域、そして福建以外の南支方面の鉄道事業に携わることができない。反って英、米に壟断されよう。又、それによって、英米諸国と中国の他の地方で鉄道事業に関して劇烈な商戦を始めるに違いない。
- (ニ) 中国に投資の余力を有するものは米国一国だけであり、その金額は大きい。米国は日本にとって一大敵国となり其勢力は侮るべからざるものである。日本にとって一番いい方策は米国と一緒に利権を尽く提供し、お互いに牽制することである。
- (ホ) 日本は地理的形勢、人種的關係及び中国事情に通暁しているという長所があるので有力な地位を占めている。新借款団に於ける日本の勢力も必ずこれと同じと信じているので、例えば、列国に日本と共に満蒙鉄道に投資させても何等危険もない⁸。

小田切は以上5点を列挙し、「新四国借款団」への参加が日本にとって有利と判断した。彼の状況分析の鍵は「割拠主義の否定」「揚子江以南の利権重視」である。

小田切の意見は正金銀行の中村正金総支配人から内田外務大臣に報告された。1919年5月20

⁶ 信夫清三郎『近代日本外交史』中央公論社、1942年、250-251頁。

⁷ 信夫清三郎、上掲書、251頁。

⁸ 『日本外交文書』大正8年第2冊上巻、302番、中村正金総支配人より内田外務大臣宛、附属書5月20日付在巴里小田切取締役より梶原正金銀行頭取宛書信写、310-312頁。

日、原敬内閣は小田切の見解とほぼ同一の政策を決定した。もちろん原敬内閣もアメリカの大資本が戦後中国市場に投入されることに警戒心を深めていたが、「日本としては寧ろ進みて新借款団に加はり対支投資に関する日米の協同を緊密ならしめ、欧米の資本的勢力を東洋の平和及彼我の公益に資する方向に導くこと最得策」との結論に達した。「列国の鉄道計画の規模雄大なること、而も我資金の十分豊潤ならざること」を認識した結果であった⁹。

3. 満蒙除外問題

しかし小田切の見解と原敬内閣の認識とは必ずしも同じではない。それは所謂満蒙除外の点であって、政府首脳はこれを巡って、北方の満蒙を重視するか、南方の揚子江以南を重視するか截然と二分されたのである。ところで、「満蒙」の範囲について、外交調査会では次のような認識をもっていた。すなわち、

日露協約ニ付叙述セン日露協約ハ前後四回ノ沿革ヲ経タルモノニシテ第一回ノ協約ハ明治四十年、第二回ハ明治四三年第三回ハ明治四十五年第四回ハ大正五年ノ締結ニ係リ此ノ第四回ヲ以テ最後トス此等諸協約ハ支那ノ領土ヲ第三国ノ侵略ニ委スヘカラスト言フヲ以テ表面ノ名義トナシ居ル孰レモ秘密条約ニシテ……¹⁰

とあるように、4度にわたる日露協商で秘密裡に設定されたもので、

抑モ我特殊関係ノ満蒙ニ成立シタル要素ハ之ヲ政治的觀察ヲ以テスレハ西ハ強露ノ東進ニ対シ之ヲ抑制スルノ手段トシテ支那カ第三国ヨリ侵略セラル、ルヲ防遏スルヲ表面ノ理由トシテ日露両国間ニ緩衝地帯ヲ構成スルノ策ニ出テ、又南ハ支那ノ内部ニ於ケル列強ノ勢力範囲并利益圏内トニ対シテ権衡ヲ維持スルニ起コリタル……¹¹

とあるように「日露両国間ニ緩衝地帯ヲ構成」という名目で、日露両国が列強や中国政府に対して排他的に占有を取り決めたものであり、具体的には日本の勢力範囲は「南満州と東部内蒙古」とであった。満蒙には日本の特殊の利害関係がある。これに関しては1925年の小田切の講演にも以下のように述べられている。

⁹ 白井勝美「中国をめぐる近代日本の外交」筑摩書房、1983年、56～57頁。

¹⁰ 前掲『翠雨莊日記』、伊東家文書 624頁。満蒙とは満州の長春以南と東部内蒙古という日露協約体制下での日本の勢力範囲である。外務省編、南満州及東部内蒙古に関する條約「日本外交年表並主要文書1840～1945」、上、原書房、406頁～407頁。

¹¹ 前掲『翠雨莊日記』、伊東家文書、611頁。

支那革命後、一九一二年袁世凱ヲ戴ク民国政府カ四国銀行団ニ対シ善後借款ヲ申込タル際、四国銀行団ハ日露ノ参加ヲ招待シ日露カ之ニ應シタノテ一九一二年六月十八日六国銀行団規約カ締結サレタノテアリマス。尤モ日露両国カ之レニ参加スルニ付テハ前ニ述ヘタ幣制、実業借款ノ成行モアリ、両国カ満州ニ於テ有スル特殊利権除外問題ニ就キ交渉甚タ困難ヲ極メタカ、結局日本ハ其満蒙ニ於ケル特殊利権カ何等侵害セラレストノ諒解ノ下ニ加入スルコトヲ声明シ……¹²

要するに1912年6月の「六国銀行団」の時も、また1919年5月日本が「新四国借款団」に参加する時の条件も、いずれも日本側の条件は「満蒙除外」である。日本政府が「新四国借款団」に加わるのは日本にとって得策とは認めるが、しかし日本が開放する所は山東と福建省の勢力範囲だけである。すなわち、外交調査会第15回で新四国借款団の交渉に臨む方針として原敬首相は「満蒙ニ付テハ絶対的条件トシテ之ヲ主張スヘシト雖モ山東ニマデ之ヲ及ホシ果シテ我要求ヲ貫徹シ得ヘキ乎ハ姑ク別問題トシ兎モ角双方共ニ之ヲ提唱シテ最善ノ努力ヲ尽サシムルノ外ナシ満蒙問題ヲ絶対的条件トスルニ付テモ初ヨリ单独ニ之ヲ主張センヨリ山東問題ト共ニ之ヲ提唱スルノ得策ナルヲ認ム」¹³と述べて山東問題をかけひきのカードと見なし、他方「満蒙ニ付テハ絶対的条件」として交渉を開始している。

しかしながらそれは「新四国借款団」の精神とは相反するものである。「新四国銀行団決議」には以下のように明記してある¹⁴。

- (イ) 将来ノ借款事業及一切ノ現存借款契約並借款選択権ニシテ公募セラルヘキモノハ総テ共同事業トス、但シ企業（鉄道ヲ含ム）ニ関スル契約及選択権ニシテ其ノ事業既ニ具体的進捗ヲ為セルモノハ此ノ限ニ在ラス
- (ロ) 各国団体ハ其ノ所有シ又ハ管理スル一切ノ此ノ種契約及選択権ヲ借款団ニ提供スヘシ
- (ハ) 各国団体ハ此ノ種ノ契約又ハ選択権ヲ有スル他ノ当事者ヲシテ其ノ契約又ハ選択権ヲ借款団ニ提供セシムル為最善ノ努力ヲ為スヘシ

「新四国銀行団決議」を日本政府は後それを承認した。日本政府も「新四国銀行団」に参加する方が得策であると考えたからである。しかし「満蒙除外」の要求を主催国のアメリカも中国に利権の多いイギリスも受け入れなかった。日本国内でも「満蒙除外」は大局から見て得策

¹² 日本外交史料館所蔵「大正十四年六月四日憲政会政務調査委員会席上小田切取締役演述」EX160X3

¹³ 前掲『翠雨莊日記』、524頁。

¹⁴ 「新四国銀行団決議」、『対支新借款団関係参考資料』35頁参照。この資料では、単に「千九百十九年五月巴里ニ於ケル銀行団代表者会議ノ決議」とあるが、ここでは「新四国借款団決議」と略称する。

ではないという意見があった。原敬の日記によれば5月29日から8月13日まで「滿蒙除外」をめぐる激しい論議が起こっている。駐米大使出淵勝次、外交調査会の伊東巳代治、犬養毅らは「滿蒙除外」が無用であり日本の孤立化を招くと主張するのに対し、内田康哉外務大臣、田中義一陸軍大臣は強く「滿蒙除外」を主張した。『翠雨莊』日記所載の第20回外交調査会会議筆記（大正8年8月13日）において、伊東巳代治、犬養毅、内田康哉、田中義一は各々次のように自説を述べている。

伊東の主張は

今や我帝国ハ世界ノ大勢ニ順応シ歐米列強トノ協調ヲ維持スルノ目的ヲ以テ新借款團ニ加入シ四百余洲ヲ自由競争場裏ト為シ曾テ英仏ノ勢力範圍タリシ地域ニモ侵入スルコトヲ得我特有ノ天然地勢ヲ利用シ絶大ノ活動ヲ試ルム時機ニ遭遇セリ唯退テ滿蒙ノ地域ヲ扼守セント欲シテ忽チ列強トノ協調ヲ破リ其勢ヒ延ヒテ益々支那ノ反抗ヲ激昂セシメ一時孤立ノ悲運ニ陥リ将来ニ於テハ外交上幾多ノ事端ヲ滋生スヘキコトハ今ヨリ逆睹スルニ難カラス是レ果シテ国家前途ノ長計ナルヘキ歟切ニ各位ノ御熟考ヲ請フト共ニ万一系列強トノ協調ヲ破ルコトヲモ辞セシテ借款團ノ脱退ヲ賭セラルルニハ實ニ前途国運ノ消長ニ関スル重大問題ナルカ故ニ政府当局ハ宜シク元老ニモ協議ヲ尽サレンコトヲ切望ス

15

つまり伊東の主張はこうである。世界の趨勢に従って、欧米列強と協調すべきである。日本がその新しい変化を無視し、ただ滿蒙地域ばかりを「扼守」しようとするれば、一方では列強との協調を破り、他方では中国の政府・民衆の反抗を激化させるだけであって、日本は自ら孤立の悲運に陥るであろう。それは将来必ずや外交上の多くの問題を発生させよう。これは「国家前途の長計」ではあるまい。伊東は、日本がもし列強との協調を破り、借款團から脱退することになれば、日本の「国運の消長」と深く関わってこよう。「滿蒙除外」については、「各位の御熟慮」と「元老」との「協議」を尽くすことを切望すると述べて慎重な態度をとっている。

犬養の主張はこうである。

刻下ノ趨勢ヨリ推ストキハ滿蒙除外ノ主張ハ勢ヒ列国共同政策ヨリ脱退スルコトトナルヘク而シテ方今排日思想ノ最モ熾烈ナル支那ノ全土ニ米國資本主義ノ侵入シタル場合支那ノ帝國ニ対スル向背ハ固ヨリ多言ヲ待タスシテ知ルヘキナリ然ルニ一且^(ママ) 欧米列強ト協調ニ背キタル末、近キ将来ニ於テ我帝國ガ一朝數端ヲ啓クノ止ムヲ得サル機運ニ遭遇シタリトセン乎我帝國ハ鉄其他物質ノ供給ヲ支那ニ仰カントスルノ希望ハ全然之ヲ一擲セサルヘカラス是等ハ素ヨリ未來ノ事ヲ予想スルニ外ナラサルモ欧米列強ノ協調ヨリ脱退シタル後に於テハ大小百端ノ障害ハ必ス起リ来ルヘク随テ何時事變ノ發生センコトヲモ予シメ覚悟セサルヘカラス万一系列強ヲ啓クコトアラン乎我海軍ハ果シテ之ニ応スルノ

15 前掲『翠雨莊日記』628頁。

實力充備シ居ル乎鉄ノ供給果シテ之ヲ何レノ地ニ仰クヘキ乎銃器彈藥ハ別トシテ其ノ他物質ノ供給ニ対シテ果シテ如何ナル胸算アル乎夫等ノ事ニ想到スレハ欧米列強ノ協調ヨリ脱退スルノ事ハ最モ考慮ヲ尽ササルヘカラス……（中略）今仮リニ開放主義ニ同意スルトシテモ利害關係ヲ考慮スルニ英國ノ放棄スヘキ鉄道路線ハ約貳千七百哩仏國ハ約壹千七百哩米國ハ約壹千哩トシテ我帝國ノ滿洲ニ於ケルモノハ稍米國ト匹敵シ滿蒙全部ヲ開放シテ果シテ幾千カアル殊ニ既成ノ分ヲ除去スルトセハ我帝國ノ放棄スヘキモノ他國ニ比シテ莫大ナリト謂フヘカラス是等ノ利害ノ關係ニ付テハ外務當局ハ何等考慮シテ居ラレサルモノノ如キ觀アルハ窃カニ遺憾トスル所ナリ……¹⁶

犬養は言う。現在の国際状況からみると、もし日本が「滿蒙除外」を主張すれば必ずや「列強の共同政策」に背離しよう。しかも、現今、中国では排日思想が熾烈であり、日本の「滿蒙除外」の主張はかえってアメリカの中国進出に絶好のチャンスを与えよう。のみならず、将来、一旦列強との協調を破り、列強との開戦になった場合、中国から鉄は勿論、其の他の物質の供給も不可能となろう。またもし戦端を開いた場合、日本はそれに応ずる「實力」が「充備」しているであろうか。物質の調達に関して、果たして「胸算」は在るのだろうか。犬養は列強との「欧米列強」との「協調」を強く主張し、かつ日本の独力での戦闘力・物資調達能力に疑問を呈したのである。

犬養はまた具体的にイギリス、フランス、アメリカの中国における鉄道敷設の長さを挙げつつ、アメリカの在華鉄道延長1000マイルの線路は日本の滿蒙にある鉄道路程と匹敵する。だから、たとえ全面的に滿蒙を開放して滿蒙既設の鉄道を除いたとしても、日本が放棄する鉄道路線は他國と比較すれば決して大きいものではないと断言する。犬養は日本の外務当局にはそれに関する「考慮」が欠如しているのは、「遺憾」であると述べている。犬養は「滿蒙除外」の主張を取り下げても、日本にとって損にはなるまい、滿蒙を除外しても良い、むしろ欧米列強との協調を、と主張している。

田中の主張は

畢竟スルニ本問題ハ國運ノ消長ニ関スル重大問題ナルカ故ニ出来得ル丈最善ノ手段ヲ尽シテ止ムヘキモノナリト信ス依リテ予ハ最後ノ決心ハ姑ラク別問題トシテ差当リ尽スヘキヲ尽シテ然ル後最後ノ決心ヲ定ムルモ亦晩シトセス支那トノ關係ニ付テハ御互ノ臆說ニ過キス米國ガ如何ニ金ヲ蒔キ散ラシ如何ニ跋扈スルトモ我政府ニシテ主張スヘキハ飽クマテ之ヲ主張シ我帝國ノ勢力ガ日々ニ縮退セントスルノ氣運ヲ挽回スル為ニハ極力尽瘁スル所ナルヘカラス米國ノ提議ニ接シ一朝ニシテ我滿蒙ヲ捨ツヘキニ非ス滿蒙地域ノ扼守ハ素ヨリ侵略主義ニ出ツルモノニ非スシテ我帝國ノ生存問題ナリト諒解セラレタシ¹⁷

¹⁶ 前掲『翠雨莊日記』629～630頁。

田中は、アメリカが中国に対して「金を蒔き散ら」す「ドル外交」を行い、強圧的な態度を示しており、今や日本の中国における勢力は日々に「縮退」しつつあり、その頹勢を挽回しなければならぬと論ずる。田中は、満蒙を「扼守」するのは決して侵略主義ではない、それは「我帝国の生存問題」である。アメリカから抗議があったからと言って、「一朝にして我満蒙を捨ててはならない」、主張すべきは飽くまでこれを主張すべきであると述べている。要するに田中の見解は、満蒙こそ「我帝国の生存問題だ」と認識し、「満蒙除外」論を強力に展開している。

内田の主張は、

第一回ノ日露協約ヲ締結シタル後更ニ東部内蒙古ノ事ヲ協定スルニ至リタル所以ノモノハ境界ノ不分明ナルカ為ニ露国ノ提議アリタルニ由ルモ又其頃ヨリシテ対支借款団ノ侵入ヲ防クノ一事モ亦此追加ヲ為シタル原因ナリトス而シテ借款団ノ事ニ付テハ日露間ニハ充分意思ノ疏通ヲ経テ互ニ借款団ニ加入シ英仏二国ハ其事ヲ詳悉シ居ル次第ナリ米独ノ二国ニハ素ヨリ夫等ノ事情ヲ通報セサリシモ機会アル毎ニ我帝国ノ境遇ヲ説明シ満蒙除外ノ事ヲ主張セリ昔日桂公爵ガ露国漫遊ヲ企画シタル当時政府ノ所見ヲ聞キタシトノ事ニ付自分ガ当時公爵ニ説明シタル所ハ「支那ノ領土ヲ十八省ト外藩トニ二分シ十八省ハ支那人ニ放任スヘキモ其外藩ハ帝国ノ管理ニ帰セサルヘカラスト」謂フニ在リテ桂公爵モ能ク之ヲ了解シ居リタルモ惜ヒ哉其後露国行ノ事ハ中止トナリタリ当時ノ意見ハ今猶ホ自分ノ固持スル所ニシテ我帝国トシテハ此ノ方針ヲ以テ進ムノ外ナシト確信ス山東問題ノ如キ血ヲ流シテ獲タルモノナルモ満蒙トハ日ヲ同フシテ論スヘキニ非ス「ブライアン¹⁷⁾氏モ曾テ之ヲ承認シ居ルカ故ニ此際我帝国ノ満蒙除外ヲ主張スルモ之ガ「コースペレー」(開戦ノ理由)トナリテ両国ノ間ニ干戈ヲ動カスニ至ルカ如キコトハ万々之ナキヲ信ス¹⁸⁾

つまり内田は言う。第一次日露協商あるいは東部内蒙古に関する協定は、ロシアからの提議であり、かつ対支借款団に対抗するために締結したものである。また「借款団」への加入については、日本・ロシア側とも「充分意志の疎通を経て」おり、イギリス、フランスもこの間の経緯は詳悉しているはずと論じている。さらに内田は、中国の領土は十八省及び外藩の二つに分けられているが、十八省の方は中国に「放任」し、外藩の部分は日本の「管理」下に置くべきと主張している。この見解は曾て桂太郎も「了解」したものだ論じつつ、さらに満蒙は山東問題に比べられないほどの大事だと「満蒙除外」を主張している。内田は「満蒙除外」を主張してもアメリカからの開戦理由にもならないし、それに関して曾て前アメリカ国務長官ブライアン氏の承認ももらっていると証言する。内田の見解は、外交官としては、いささか露骨な

¹⁷⁾ 前掲『翠雨荘日記』633頁。

¹⁸⁾ 前掲『翠雨荘日記』634頁。

侵略主義であって、この見解は全く軍部の見解とも一致している。

かくて原敬内閣は、結局、「先ず除外を主張すべく、而して我に於ては急ぐの必要なきに因り可成手切れとならざる範囲に於て之を試むべし」という些か曖昧な結論を出したのであった¹⁹。

「満蒙除外」に関する交渉が、日本銀行団代表横浜正金銀行の小田切万寿之助とアメリカ銀行団代表のラモント (T.W.Lamont.) との間に行なわれた。この交渉の経緯は日本側の資料も中国側の史料も共に取り上げている²⁰。

1919年6月18日、小田切からラモントへの書簡は、日本政府の訓令に沿って、以下のように、満蒙除外を要求している²¹。

日本団体本部ヨリ日本カ特殊利益ヲ有スル満蒙地方ニ於ケル一切ノ権利及選択権ハ協定案所定ノ共同事業ニ関スル取極ヨリ除外セラレサルヘカラス……加之支那改革借款契約調印ニ当リ現存銀行団規約ノ調印ノ際日本銀行団ハ左記ノ事項ヲ留保セルコト有之候千九百十二年六月十八日巴里ニ開催セラレタル六国団会議ニ於テ正ニ発行セラルヘキ支那改革借款ニ関スル協定討議ノ際武内氏ハ日本団ヲ代表シテ左ノ通り宣明シ且右ハ当時会議議事録ニ登載セラレタリ日本ノ銀行ハ本借款カ毫モ南満州及南満州ニ接近セル内蒙古ノ東部地方ニ於ケル日本特殊ノ権利及利益ヲ毀損スルカ如キコト無シトノ了解ノ下二本借款ニ参加ス

1919年6月23日ラモントから小田切へ以下のような返事があった。要点は上記武内の発言は承認されなかったと言うにある²²。

満蒙ハ支那ニ於ケル枢要地域ニシテ借款団ノ範囲ヨリ之ヲ除外セムト試ムルカ如キ企画ハ到底容認セラルヘキモノニ無之候拙者等ノ所見ニ據レハ御来示ノ「特殊利益」トハ経済的問題トハ何等交渉スル所ナシト致思考候……千九百十二年六月十八日巴里ニ開催セル六国銀行団会議ニ於テ……英、独、仏、米各国団ハ右言明ノ孰レヲモ容認若ハ考慮スルヲ得ス何トナレハ銀行団ニ於テハ政治上ノ問題ニ容喙スルノ権能ヲ有セサレハナリ (ト声明セリ)

「満蒙除外」をめぐる問題は1918年7月9日から1920年5月11日まで2年間かかって漸く解決する。その間、1920年3月、ラモントはアメリカ銀行団の代表者として、日本の合意を得る

¹⁹ 同上白井書、57～59頁。

²⁰ 財政科学研究所、中国第二歴史档案馆『民国外債档案資料』第一巻 档案出版社、1990年。台北中央研究院近代史研究所經濟档。外交史料館所蔵『対支新借款団関係参考資料』。

²¹ 外交史料館所蔵『対支新借款団関係参考資料』47～48頁。

²² 同上51～53頁。なお括弧内の補足は筆者。

べく来京する。彼が日本銀行団代表者との間に、数回の会談を重ねた結果、結局、ラモント新借款団の活動は日本の国家存在と経済の生存に何も危害を与えないこと、並びに日本の満蒙にある国防及び経済的生存における特殊関係を理解すると認めた事によって、5月11日、ようやく合意に達した。その日のうちに日米両国銀行団代表の間に「文書」が交換された。日ならずして、日本、イギリス、フランス三国の銀行団の間にも同じ「文書」を起草する事になった²³。1920年5月11日付のラモントから日本銀行団宛てに示された次の諸点を除外する事で日本政府は妥協した。つまり

- 一、南満州鉄道及びその現在の支線。同鉄道の附帯事業たる鉱山。
- 二、「吉林・会寧」、「鄭家屯・洮南」、「吉林・開原」、「吉林・長春」、「奉天・新民屯」、「四平街・鄭家屯」

イギリス・アメリカ・フランスは日本の「満蒙除外」を原則として認めなかったが、日本の敷設しようとしている主要鉄道路線を認め、日本は実利を確保したのである²⁴。以上の交渉の内容を見ると、日本政府は1919年以降、中国での利権確保のために国際協調の政策を取っている事が解る。小田切はいち早く政策の変化・転換を洞察し、列強との協調を外交交渉の基軸に据える。こうして、小田切とラモントの折衝の結果、イギリス・アメリカも妥協の意を示し、ここに上記のような協定が合意に達したのである。この交渉における小田切の協調外交については、小田切は後になって回憶している。

4. 借款団交渉—小田切万寿之助の回憶

1925年に小田切はこの交渉経過について次のように回顧している。「大正十四年六月四日、憲政会政務調査委員会席上、小田切取締役演述」からである。貴重な証言であるから、幾つかの段落に分けつつ、小田切の回憶をたどってみよう。

此處デ日本団体ガ旧借款団ニ参加シテカラ今日ニ至ル迄採リ来ツタ所の方策ト云ヒマスカ、態度ト申シマスカ、其支持シタル方針ニ付テ概要ヲ述ヘテ置キタイト思ヒマス。日本側ハ旧借款ニ参加スルニ當リ、善後借款及此種ノ政治借款ノミヲ共同事業トシ、鉄道及其他ノ実業借款（満蒙ニ対スル関係上ヨリシテ）ハ各国ノ自由ニ任スル意向デアツタノデ、共同活動ノ範圍ヲ中央及地方政府借款ニ限ルコト、並ニ満蒙ヲ除外スルコトヲ主

²³ 上掲中央研究院近代史研究所外交檔03-20 31(1)「新銀行団(四)」「美丁署使函一件 日本已入新銀団事」(1920(民国9)年5月15日)

²⁴ 信夫清三郎、前掲書、254頁。劉彦「中国外交史」三民書局。1962年、660～661頁参照。劉彦は三国が譲歩したので、日本の満蒙除外を認めた事と同じであると述べている。

唱シタケレドモ、他国団体ガ之ニ対シテ同意ヲ表セザリシ結果各国互譲ノ上前者ハ支那政府ノ保証アル会社ニ対スル借款テモ公募シナイモノハ之ヲ除外スルコトトシ、後者ニ付テハ日本カ南滿洲及東部内蒙古ニ於テ有スル特權利權ガ何等侵害セラレストノ諒解ノ下ニ借款團ニ加入スルモノナルコトヲ声明シ之ヲ議事録ニ記載スルコトトシテ一段落ヲ告ケタノデアリマス。

ここで言及されている、日本も参加した「旧借款團」とは1912年6月の「六国借款團」の事で、この時、日本側は「実業借款」は各国の自由との前提であったので、「南滿州」「東部蒙古」における日本の「特權利權」が何等侵害せられぬとの議事録を残したと言う。これは既に示した1919年6月の小田切からラumontへの書簡に見える、武内の発言から明らかである。小田切は続けて、

然ルニ後ニ至リ、英佛側ハ実業借款に關スル協同動作ノ不便ヲ感ジ実業借款ノ除外ヲ提議シ来リシカ日本側ハ其時ニ於ケル支那ノ形勢変化ニ鑑ミ右ノ除外ヲ以テ支那側ノ濫費ヲ助長スルモノトシテ反対シタルニモ拘ハラズ無条件ニテ之ヲ除外シ、共同事業ヲ縮少スルコトニナリマシタ。新借款團ノ成立ニ際シ他団体側モ日本ノ主張通り其範圍ヲ広クスルコトニ自然同意シ政治及実業借款ハ何レモ共同事業トスルコトニ決シマシタカ、日本側ハ従前通り滿蒙丈ケハ除外セント努メタレドモ、英米側ニ強硬ノ異議アリテ其既得權ニ屬スル洮(?)熱線ト其ノ中間ノ一地点ヨリ海岸に達スル一線及既得權ニ屬セザル鐵道ハ之ヲ共同事業ニ包含スルコトニナリマシタコトハ既ニ陳述セシ通りデアリマス。

六国借款團成立後、日本側はイギリス・フランスの強硬な提案を受けて、「善後借及びこの種の政治借款」の範圍を縮小することに同意した。また新四国借款團の成立に際し、日本、イギリス、アメリカ、フランスの四カ国は「実業借款」「政治借款」の範圍を広げ、共同事業とすることで合意を見たが、日本側はこの時、「従前通り滿蒙だけは除外せんと努めた」けれども、イギリス・アメリカから強硬な反対を受けて譲歩する。日本が優先権をもつ、1913年に借款が決まった「四洮鐵道・長洮鐵道・洮熱鐵道」のうち、「洮熱とその中間の一地点から海岸に達する一線」も列強との共同事業に組み込まれてしまった。小田切の回憶は続く。

斯ノ如ク、旧借款團及新借款團ニ於テハ共同活動ノ範圍ヲ時ニ伸長シ時ニ縮小シタノデアリマスガ、或場合ニ於テ日本側ハ伸縮何レニモ反対シテ居リマスノデ、一見一貫シタル主義モ方針モ無ク、常ニ態度ガ動搖シテ居ル様ニ見エマスガ、實ハ左様デアアリマセン。其主張ガ表面上如何ニ變動スルカノ如ク見エルルノハ其基礎ニ基ク主張ヲナスニ當リ、時ニ應ジテ宜シキヲ制シタルニ過キナイノデアリマス。御承知ノ如ク、日本ハ其國家ノ存立上亞細亞大陸ノ東部特ニ滿蒙ニハ特種ノ利害關係ヲ持ッテ居リマス。日清日露

ノ二大戦ニ於テ多少ノ人命的財物的犠牲ヲ拂ツタノハ此ガタメデアアル。ソレデ、満蒙ニ於ケル特殊実業殊ニ鉄道事業ハ日本側ニ於テ之ヲ無上のニ重視セネバナラヌ立場ニ在リマス。是ハ日本立国政策ノ基礎トモ申スヘキモノデアリマシテ、此立国政策ニ基クトコロノ主張ハ一定不変デアリマス。日本側カ曾テ実業借款除外ヲ主張シタノハ主トシテ是レガタメデアリマス。然シ乍ラ、唯此主張ヲ極端ニ固持スレバ団体ヨリ脱退スルノ外無キニ立至リ、一方ニハ、日本ハ支那本部ニ於ケル特殊実業殊ニ鉄道事業ニ参加スルノ機会ヲ失フコトナリ、他方ニハ、借款団ノ主眼トスル国際協調ヲ破リ国際競争ヲ惹起シ、其結果ハ支那ノ領土保全ヲ危クシ東洋ノ平和ヲ攪乱スルノ虞ガアリマス。ソレデ、日本側ハ其支持スル満蒙ニ於ケル特種利権ハ之ヲ其最小限度ニ止メネバナリマセン。日本側ハ、旧借款団ニ於テハ其満州ニ於ケル特種利権ガ何等侵害セラレザルコトノ声明ヲ記録スルコトニシタルコトモ此レガ為デアリマス。旧借款団成立後ハ支那ノ形勢及各国ノ態度ニ多大ノ変化ヲ来シマシテ、新借款団成立ノ時ニハ、時勢ノ進行ニ連レ我が満蒙ニ於ケル実業施設ノ基礎モ比較的鞏固トナリ、一方關係列国ヨリモ日本ノ地位ニ関シテ証言を與ヘタル為日本側ハ更ニ讓歩シテ、既述ノ如ク其既得権タル洮熱線及同線ヨリ海岸ニ達スル一線等ハ借款団ノ共同事業ニ包括スルコトニナツタノデアリマス。

この段は、日本がなぜ、旧六国借款団、新四国借款団を通じて列強との交渉・協議において「讓歩」したのか、その弁明の条である。小田切の弁明によれば、列強との「共同事業」に一見「縮小・伸長」があるように見えるが、それは「時に応じてよろしきを制する」攻撃防御のテクニックだ、日本の「満蒙」における「特殊な利害関係」は「日本立国政策の基礎」であって、これは一貫した主張であったという。しかしながら、もし日本の特殊利益だけを固持すれば列強との共同事業からはずされ、かつ国際協調を破ることになる。日本が「満蒙における特殊利権はこれを最小限度に止めなければならぬ」かった所以であると。注目すべきことであるが、小田切の基本的認識が、既に見た伊東巳代治、犬養毅の認識と同じく、高所大所に立った卓抜な「国際協調」論にあることは明らかである。以下の文はこの問題に関する小田切の結論である。

要スルニ日本側トシテ特殊利権を有スル満蒙ニ対スル態度ハ時ニ一伸一縮アリト雖モ其間一道ノ一貫スル方針アルハ明白デアリマス。而シテ其他ノ場合ニ付テハ日本側ハ借款団ノ主眼トスル国際協調ヲ支持シ、国際競争ヲ避クルト同時ニ支那ノ財政を援助スル事ヲ努メ且其濫借濫費ヲ防止スルコトニ苦心シタノデアリマス。舊借款団ニ於テ、英佛側ガ提議セル実業借款除外ニ日本側ガ反対シタノハ、此濫借濫費ヲ防止センガタメデアリマシタガ、当時日本側ニ於テ今一層踏込テ之ニ反対セシナランニハ引續キ發生セシ濫借濫費ヲ阻止シテ支那政府紊乱ノ程度ヲ軽減シ得タリシナラント今尚遺憾トスル所デアリマス。之ヲ再言スレバ、日本側ハ其立国政策ト國際的協調トヲ考慮シ、其立国ノ基礎ヲ

動サザル程度ニ於テ滿蒙ニ於テ有スル利権を解放シ、此ニヨリテ國際協調ヲ計リ、其代リニ支那本部ニ於ケル鉄道其他ノ実業借款ニ参加シ、因テ以テ支那ノ一般鉄道ニ対シテモ我發言権ヲ獲得シタモノデアル。

なぜ日本は「譲歩」を重ねて来たのか。小田切は言う。「日本側は借款団の主眼とする国際協調を支持し、国際競争を避けると同時に支那の財政を援助する事を努め、かつその濫借濫費を防止することに苦心したのであります」と。この「国際協調」と「中国財政建て直し」を説く小田切の言葉は、中国を熟知する小田切個人の「真意」であり、かつ特に後者の「中国財政の立て直し」は小田切個人の中国に対する、強い希望、強い期待に他ならなかったと言えよう。要するに小田切の論点の主要点は、「新四国借款団」成立の際、日本は「満蒙除外」に努めたけれども、アメリカ・イギリスの強硬な異議に遭遇した。確かに、満蒙にける日本の「特殊実業、殊に鉄道事業」は「日本立国政策の基礎」であるが、ただこの主張を極端に固持すれば日本は団体から脱退せざるをえないことになる。そこで寧ろ「満蒙における特殊利権」を「最小限度に止め」、「借款団の主眼とする国際協調を支持し、国際競争を避けると同時に中国の財政を援助することに努め、かつその濫借濫費を防止すること」によって、中国における鉄道、その他の実業借款に参加し、中国の一般鉄道に対する發言権を獲得するほうが得策であると言うに在る。小田切ほどに中国に「同情」してはいないものの、これは時の日本政府の政策でもあった。

なお、この新四国借款団が成立する時期（1918年～1921年）は、中国における所謂五四運動前後の時代に当たり、中国におけるナショナリズム、民衆運動の空前の高揚期である。以下簡単ながら、諸書に当たってその概要を示しておく事にする²⁵。

この新四国借款団が成立する過程において、中国北京政府は一貫して反対の態度を取り続けたが、その理由は、この交渉を主導したアメリカがまったく中国との交渉を進めなかったことにあった。ところが日本に関して言えば、第一次世界大戦中日本の寺内正毅内閣の対中国政策が、その前の大隈重信内閣の中国侵略政策とは違って、対華親善政策に転換し、かつ段祺瑞の北京政府に巨額の借款を与えた。こういった状況は段祺瑞が下台した後も段派の安福系が主導

²⁵ 彭明・周天度編『中華民国史』第二編北洋政府統治時期 第二卷（1916～1920年），中華書局，1987年，212～223頁。費正清編・劉敬坤等訳『劍橋中華民国史』1912～1949年 下，中国社会科学院，1993年 北京，117～124頁。常城・李鴻文・朱建華著『現代東北史』，黑龍江教育出版社1986年，1～17頁。中国社科院吉林省分院歴史研究所・吉林師範大学歴史系編『近代東北人民革命運動史』，吉林人民出版社，1960年，248～256頁。王魁喜等著『近代東北史』，黑龍江人民出版社，1984年，407～442頁。中国史学会・中国社科院近代史研究所，章伯録主編『北洋軍閥 1912～1928年 第三卷』武漢出版社，1247～1323頁。劉彦著・李方農增訂『中国外交史』，三民書局，1990年，650～663頁。王綱領著『政戦時期的美国対華政策』，台湾学生書局，1988年，127～178頁。宓汝成著『帝國主義与中国鐵路 1847～1949』上海人民出版社，1980年，239～271頁。中国社会科学出版社『北洋軍閥史料選輯（上下冊）』新華書店，1981年，1～25頁，170～209頁。

する北京政府に引き継がれ、自ずと親日派になり日本の意向を付度して、この借款団成立に反対の態度を取った。つまり、新四国借款団が成立すれば、日本の中国に対する単独借款は不可能になり、また「満蒙除外」という特殊権益の承認がイギリス・アメリカ・フランス三国から得られないであろうから、日本はこの借款団成立に反対するであろうと考えたのである。

中国南方政府も一貫して「新四国借款団」に反対した。特に日本が北京政府に提供した借款（その中に参戦借款があるのだが）を北京政府が流用して南方政府を再び攻撃した。南方政府はこれが中国の南北統一を阻害するものと考え、日本に反対の態度を取った。

他方、中国の世論は、1915年に日本が対華21か条要求をしたこと、1918年のパリ講和会議で日本が山東省の旧ドイツ権益の継承を主張したことなどにより、当然のことながら日本に対して激しい抵抗を示す。もし、新四国借款団が組織されれば、実業借款の条件は苛刻で、しかもその借款は中国の鉄道に集中しており、これを口実に列強は中国の内政に干渉するであろう。つまるところ新四借款団の成立は中国を列強の管理化に置く事になるばかりか、列強が共同して中国の財政を監督することになろう。この理由からも、北京政府の国务院や財政委員会はこの借款団に反対していたのである。

ところが、1920年7月にイギリス・アメリカ両国が日本の満蒙除外要求に同意し、日本が新借款団に加入することに同意して以降、北京政府はこの借款団に反対しなくなった。

1918年（民国7年）イギリス・アメリカが中国鉄道統一論を提出したが、その目的は各国の中国にもつ勢力範囲を「解消」しようとするもので、新四国借款団を組織しようとするのと基本精神を同じくするものであった。これは各国が一致協力して中国政府に借款を供与し、中国の政治の安定と経済の発展を図り、勢力範囲そのものを打破しようと言うものであった。

中国外交史の専門家・劉彦は、些か皮肉を込めて、次のように論じている。イギリス・アメリカ・フランス三国は新四国借款交渉の場において日本に甚だ多くを譲歩し、事実上満蒙除外と変わらないものとなった。また日本は、日米交渉の際の米国代表ランシング＝石井覚書に事寄せてまた一つの保証を取り付けた。何れも日本の地理的近さに由来する特殊地位の主張が重ねて三国の声明で承認されたことは、日本の外交的勝利であったと[※]。

5. おわりに

小田切万寿之助の主張は日本の南進政策を代表するものである。これは小田切の中国における経歴と密接な関係がある。彼の帝国官僚・外交官時代、彼の手によって実現した「漢冶萍」「湖南水口山亜鉛鉱」「南清鉄道」などの借款の主要なものは全て中国南部にある。そしてまた、彼の在野・実業時代、彼は長年の間、正金銀行北京駐在代表として、各国の政治・経済の重要人物たちとさまざまな接触の機会を持った。彼は「民と官」の双方に深く関わり、このことは

[※] 前掲 劉彦著・李方農増訂『中国外交史』660頁。

彼が「実務的・現実的」見方をするようになったことと関連するであろう。

小田切は日本の置かれた地理的，人種的，言語的優位と言う点から，満蒙における日本の特殊利権は容易に列国に取って代わられる事はないと考えていた。ただし，もし日本が新四国借款団の交渉において，満蒙と山東の利権を提供する事に同意しなければ，日本の中国南部における利権の拡大は望めない，のみならず長江流域の商権はまったくアメリカ・イギリス両国の思うがままになってしまうと考えていた。また，彼は，アメリカの経済的實力は看過できないものであり，共同歩調をとり相互に牽制しあう事が日本にとって最も有利であると主張した。時の日本政府も基本的には協調外交をよしとしたが，軍部は満蒙の重要性を強調し北進論を採っていたために，新四国借款団の論争の的となった。こう見てくると，小田切を含む日本の「南進論」及び英米列強との協調外交の路線のあり方あるいは中国の財政改革をも視野に収めた小田切の主張の，その歴史的意義が改めて注目される所以なのである。

〔付記〕本論文の執筆に際しては2000年度の交流協会の歴史研究者交流活動による日本招聘の時に集めた資料を利用させていただきました。